

第1回高等司法研究科教育課程連携協議会議事要旨

1. 開催日時：令和2年2月14日（金）15：34～16：03
2. 場所：法経研究棟4階 大会議室
3. 出席者：（アドバイザーボード委員）

京都みらい法律事務所 弁護士 川端 伸也
株式会社池田泉州銀行 特別顧問 片岡 和行
箕面市役所 市長 倉田 哲郎
大阪ガス株式会社 監査役 佐々木 茂美
弁護士法人苗村法律事務所 弁護士 苗村 博子
関西大学大学院法務研究科 研究科長 早川 徹
毎日新聞大阪本社 論説委員 三野 雅弘

（本学関係者）

高等司法研究科長 教授 水谷 規男
高等司法研究科副研究科長 教授 松井 和彦
高等司法研究科FD・教育企画委員会委員長 教授 藤本 利一

4. 議題

- （1）司法試験の在学中受験制度への対応について

<議事概要>

【本研究科からの説明（抜粋）】

- ・司法試験の在学中受験制度導入に伴い、3年次の夏に司法試験が実施されるということになると、少なくとも司法試験に必須の授業科目については試験前に終わっていないといけないことになるので、カリキュラムの組み換えが必要となる。
- ・一方で、在学中受験制度の開始後も、必ずしも全員が在学中受験するとは限らず、主な在学中受験者が法曹コース修了生なのであれば、一部の者のためにカリキュラムそのものを組み替えてしまっているのかという問題もある。
- ・そこで、具体的にもしカリキュラムを変えとなったときに、どういう視点をもって考えたらいいのかについてご意見を伺いたい。

【質疑応答・意見交換（抜粋）】

（委員）今までは（予備試験合格者を除き）法科大学院修了者に司法試験受験資格が与えられることになっていたが、それはどうなるのか。

（大学）

- ・修了することが要件であることに変わりはない。
- ・時期が夏というところは決まったので、それに対応できるようにしようとすると、他大学に聞いても、受験までに基本7法その他、基本試験の選択科目になるような科目については遅くとも3年次の頭までには終わっておき、実務基礎科目と司法試験科目でない選択科目が3年次の後半に残ることになるだろうということによって共通して

いる。ただ、実務基礎科目をしっかり勉強することは司法試験受験にとっても必要だと考えており、それを3年次の後期に回すという考え方がLSとして本当にいいのか疑問に思っているのので、特に弁護士の委員の先生にお考えをお聞きしたい。

(委員)

・法律事務所経営者としての意見になるが、3+2の制度になることで詰込み式になり、十分な基礎学力を持って合格してくれてくるのか不安がある。とりあえず合格しましたという学生では困る。

・早期から専門科目に注力することで、その他の教養のことが滞ってしまうことにならないか、そのまま一人前になって大丈夫なのか気になる。総合的に時間をかけて、教養も身に着けることで社会的にきちっとした仕事ができるように思うので、詰込み教育になるのは本人たちのことを考えていないのではないか。また、実務家を育てるのが法科大学院のシステムではなかったのかと思うが、修了して司法試験に合格するとすぐ実務に就けるかというところではないのが実情ではないか。制度が第一になってしまい、実質が遅れてしまうのではないかという危惧がある。

(大学)

・この3+2の制度が誰を対象にしているかについては、典型例として上位校を考えるとわかりやすい。上位校では、恐ろしいように予備試験に合格し退学していき、秋になるとスカスカになってしまう現状がある。LSの制度だけ見ていてはダメで、予備試験と比較しながら考えないといけない。

・LS在学中に予備試験に合格し退学する学生は、阪大でも毎年数名いるが、数名にとどまっているので、例えばクラスが崩壊したり、教育がやりにくくなるころまでは行かないが、上位校では問題になっていると聞く。

・大手法律事務所は、予備試験からの合格者を好んで採用し、自前で教育するということのように。

(委員) 自前で教育するというよりも、育つ奴は育つという発想ではないか。

(委員)

・制度改正の成否の判断は国でなされるべき話であり、国が責任を負うべき話であり、うまくいっていないならば、然るべきときに国の責任において制度変更がされていくのであろうと理解している。今日、この場で求められているのは、阪大という一組織が、この世の中の流れの中でどう対処すべきか、学生が実際にどう過ごしていくべきか、3+2という制度のなかで合格率をどうやって一定の水準に保つか、ということだと思う。このため、あえて言えば、望ましいかどうかはさておき、現実的に3+2に入ってくる学生たちの合格率を上げるという命題を放置してまで、社会のニーズを慮るかみたいなことはやるべきでないと思う。まずは、この3+2の学生たちが合格するためには何をやらなければならないだろうということを前提に考えないと、いくら大阪大学とはいえ、例えばここで結果を下げれば、それこそ阪大のブランドそのもの

が毀損していくことになる。制度に社会的な課題があることは理解しつつも、あえてそこは、この仕組みの中で学生たちが合格していけるようにカリキュラムを考えるというようにするべきではないか。

・実務科目の編成については、要件事実論を骨格とする民事訴訟・事実認定や証拠法の運用を中心とする刑事訴訟の基礎科目は、いずれも実体法と訴訟法を架橋するもので、将来に備えるためにも重要な科目であるから、2年前期ないし3年の前期に持ってくるべきで、あとの応用科目は、3年の後期に回すという形で組んでいくのが現実的ではないか。司法試験科目だけを3年の前期までに配当し、実務科目などを全部3年後期に回すとなると、まるで予備校のようになって本学の法科大学院としての特質が失われてしまうので、まずいと思う。

・本法科大学院の場合、合格者を見ると一発合格は難しく、そういう学生たちをどうケアしていった、できるだけ短い時間で合格できるようにするかということ考えた場合には、3年次の前期までで全部詰め込んでというのは無理で、やはり2年ないし3年全部使ってしっかり教えていくしかないので、置かれている立場は違うが、悩みは同じになると感じた。

以 上